

㈱九州リースサービスグループ
コーポレートガバナンス・ガイドライン

第1章 総則

第1条 目的

コーポレートガバナンスの主旨である「あらゆるステークホルダーの立場を踏まえた上で、透明・公正かつ迅速・果敢な意思決定を行うための仕組み」を当社グループが構築するためのガイドラインであり、本ガイドラインの実践により中長期的な企業価値の向上を図り、信頼される企業経営を実現することを目的とします。

第2条 基本的な考え方

当社グループは、「共存共栄」及び「地域貢献」の経営の基本理念を遵守し、企業価値の維持向上を図るために、株主の皆様を始め、お客様、取引先及び地域社会を含めたあらゆるステークホルダーの皆様に信頼される経営を目指すことが大切であると認識し、この目的の達成のために、法令の遵守に基づく企業倫理の重要性を全ての従業員が意識し、常に変化する社会環境及び経済環境に的確に対応した迅速な経営判断と健全性の向上を経営上の重要な課題と位置づけ、経営管理体制の整備並びに強化を図ることを本ガイドラインの基本的な考え方とします。

企業理念について

『共存共栄』

企業経営に必要な付加価値の高いサービスを提供していくことによりお客様と共に発展・成長することを目指します。

『地域貢献』

地域に根差した総合金融サービス企業として、地域経済の発展に貢献します。

第3条 コーポレートガバナンス・ガイドラインの位置づけ

本ガイドラインは、当社グループの役職員が、当社のコーポレートガバナンスを実現するための行動指針とします。

第2章 株主との関係

第4条 株主の権利の確保

当社グループは、議決権行使等の株主の権利が実質的に確保されるよう適切な対応を行うとともに、株主がその権利を適切に行使することができる環境の整備に努めます。

第5条 少数株主の権利の保護

少数株主に認められている違法行為の差止めや代表訴訟提起等の権利の行使についても十分に配慮をします。

第6条 株主総会

当社グループは、株主総会が株主との建設的な対話の場であることを認識し、適切な環境の整備を行うと共に、株主が適切な権利行使を行うことができるように情報を適時的確に提供します。

2. 当社グループは、より多くの株主と対話ができるよう配慮し、株主総会開催日については集中日を除いた適切な日程を設定するよう努めます。
3. 当社グループは、株主が総会議案を検討する期間を十分確保するため、株主総会招集通知の早期発送に努め、招集通知を発送する以前に、当社ウェブサイト及び TDnet において招集通知の情報を閲覧できるように努めます。
また、株主が株主総会において適切な判断を行うことができるように、必要な情報を的確に提供するとともに、株主総会に出席することができない株主が適切に議決権を行使することができるように郵送ならびにインターネットによる行使を行っております。
4. 株主総会で付議した会社提案の議案に関して可決に至ったものの、相当数の反対票が投じられた場合は、反対票が多くなった原因の分析を行い、取締役会で必要な対応を検討します。
5. 信託銀行等の名義で株式を保有している機関投資家より、株主総会に出席し議決権を行使する旨の申し出があった場合、当社ルールにおいては原則として議決権の行使は認めていません。ただし、株主総会への入場及び傍聴については認めています。
6. 機関投資家や海外投資家の比率等を勘案しながら、議決権行使プラットフォームの利用や招集通知の英訳を検討します。

第7条 株主の平等性の確保

当社グループは、どの株主もその持分に応じて平等に扱い、株主間で情報格差が生じないよう適切に情報開示をします。

第8条 株主等との対話

当社グループは、株主・投資家等との建設的な対話を促進するために、下記の方針に基づき対応をします。

- ① 株主との対話に関しては、広報 IR の所管役員が担当し、同部門を対応窓口として社内各部門と連携する体制をとっています。
- ② 情報の開示に当たっては、株主・投資家等に判りやすく、正確な情報を提供し対話の促進に努めます。
- ③ 対話の方法は、個別面談の他、会社の業況、中期経営計画等の経営戦略、事業内容、資本政策等を多くの投資家に説明を行う場として、IR説明会を年数回実施します。
- ④ 個別面談やIR説明会等で得られた株主及び投資家等の意見及び要望については、必要に

応じて取締役会又は経営会議等の場で報告を行い、情報の共有化を図るとともに経営に反映していくように努めます。

- ⑤ 決算情報をはじめとする会社情報の管理については、内部者取引管理規程に基づき情報管理の徹底を図り、インサイダー取引等の発生リスクの未然防止に努めます。
特に、決算発表予定日の2週間前から発表までを沈黙期間に定め、決算に関する質問への一切の回答を控えています。
- ⑥ 当社グループでは、原則として年2回、株主構造の把握を行うとともに、必要に応じて実質株主調査を行うこととしています。

第9条 資本政策

当社グループは、当社グループ全体の企業価値を高めることを目的として事業活動及び資本政策を行っています。特に株主還元については、財務の健全性を維持しながら利益の配分を行うこととしており、配当、株主優待及び自己株式の取得・処分等を株主価値向上のために機動的に実施します。

- 2. 支配権の変動や大規模な希釈化等株主の利益に重要な影響を与える資本政策については、既存株主を不当に害することがないように、その必要性・合理性を検討し、適切な手続きを確保するとともに、株主に十分な説明をします。

第10条 政策保有株式

当社グループは、政策投資目的で保有する株式については、毎年、取締役会において保有意義・経済合理性を検証し、政策保有株式の適正化を図っています。

- 2. 政策保有株式に関する議決権行使については、当社及び投資先企業の中長期的企業価値向上の観点などにより、議案毎に判断することとしています。

第11条 買収防衛策

当社グループは、持続的成長と企業価値の向上に努め、買収防衛策については導入をしていません。

- 2. 公開買付に付された場合は、当社の株主構造に大きな変動が発生し、既存の株主利益に影響を与える可能性があることから、取締役会としての考え方を速やかに公表します。
又、株主が公開買付に応じて株式を手放す権利を不当に妨げる措置は講じません。

第12条 関連当事者間の取引

当社グループは、別に定める「関連当事者取引規程」に従い、取締役・監査役及び主要株主等（関連当事者）との取引を行う場合は、事前に取締役会又は経営会議等において承認を得ることにより利益相反行為が生じない体制としています。又、これらの関連当事者間の取引が発生した場合は、会社法・金融商品取引法等の関連する法令や証券取引所が定める規則に従って開示をします。

第3章 コーポレートガバナンス体制

第13条 機関設計

当社は、監査役会設置会社を選択しており、取締役会が経営の重要な意思決定及び業務執行の監督を行うとともに、取締役会から独立した監査役及び監査役会が取締役の職務の執行状況等の監査を実施します。

2. 取締役会の機能を強化するため、独立社外取締役を2名以上、監査役会にも独立社外役員を1名以上選任します。
3. 取締役会の機能を補完し、迅速な意思決定を行うために取締役会と別に経営会議を設置し、その充実を図り権限の委譲を行うと共に、経営の管理と業務の執行を明確にするために、さらに執行役員制度を採用しています。
4. 取締役会の開催に当たっては下記の点に留意します。
 - ① 全ての取締役及び監査役が出席をしやすいように、年間スケジュールを作成し各人に配布します。
 - ② 取締役会が十分に機能するように、十分な会議時間を設けます。
 - ③ 取締役会の議論が十分に行われるように、議案、報告事項に関する資料及びその他の資料については、取締役会開催日に先立ち（概ね3日前）配布を行います。又、取締役及び監査役から追加の資料を求められた場合は、追加の情報の提供をします。

第14条 取締役会の役割・責務

当社グループの取締役会は、会社法の定めるところにより、会社の重要な業務執行を決定するとともに、取締役及び執行役員職務の執行の監督を行います。又、当社グループの持続的成長と中長期的な企業価値の向上を促し、収益力及び資本効率等の改善を図るため、経営戦略等の策定とその実現に向けたリスクテイクを支える環境の整備を行い、株主に対する受託者責任を果たします。

2. 当社グループの取締役会は、法令及び社内規程に基づき、経営に関する意思決定を行い、取締役或いは執行役員への業務執行の委嘱並びに経営会議・経営幹部への権限委譲により業務の執行を行います。
3. 当社グループの取締役会は、中期経営計画が株主に対するコミットメントの一つであるとの認識に立ち、その実現に向けて最善の努力を行います。又、中期経営計画への取組と達成状況について十分に分析し、株主へ説明を行うとともに、次期以降の計画に反映させます。
4. 当社グループの取締役会は、取締役及び執行役員報酬については、中長期的な会社の業績や企業価値への貢献等を総合的に反映させ、健全なインセンティブ付けを行います。
5. 当社グループの取締役会は、会社法の定めるところにより、次の通り取締役及び経営陣の職務の執行を監督します。
 - ① 会社の業績等の評価を適切に行い、その結果を経営陣の人事に反映させます。
 - ② 適時適切な情報開示が行われるよう監督します。
 - ③ 内部統制やリスク管理体制を整備します。

- ④ 関連当事者間の取引について、適切に管理します。
 - ⑤ 取締役会が発展的な議論の場となるよう取締役は積極的に参加すると共に、取締役会の活性化に向けた雰囲気醸成に努めます。
6. 当社グループの取締役会は、執行役員を選任及び解任について、社内規程（執行役員規程）に従い適切に実行します。
7. 当社グループの取締役会は、コンプライアンス、財務報告に係わる内部統制及びリスク管理の体制整備・運用状況について、その有効性を監督すると共に、各取締役は定期的に自らが積極的に体制整備・運用状況の評価を行い取締役会に報告を行います。

第 15 条 取締役の選解任

当社グループは、取締役候補者の選任の基準を下記の通りとしています。

- ① 取締役としての法的要件を備えること
 - ② 健康面等を含め、取締役の任期、職務を全うすることができること
 - ③ 会社に対する利益相反行為に関わっていないこと
 - ④ 反社会的勢力でない者、又反社会的勢力と関わりのないこと
 - ⑤ 高度な倫理観・価値観・誠実性を有する者で、知識及びその経験等から取締役として適格性があること
 - ⑥ 株主価値の向上に貢献する考えを有すること
 - ⑦ 多様性の観点から、知識・経験・能力について、他の取締役と相互補完的なバランスを有すること
2. 取締役の解任については、法令、定款等に違反し、または当社の企業価値を著しく毀損したと認められるなど、客観的に解任が相当と判断される場合に、取締役会において十分な審議を尽くした上で決議することとしています。

第 16 条 独立社外取締役の活用

当社グループは、取締役の業務執行の監督を強化し、取締役会の機能が有効に機能するように経営の監督を行う目的で、一般株主と利益相反が生じるおそれのない人材として独立した中立的な立場から意見を述べる独立社外取締役を 2 名以上選任します。

2. 独立社外取締役は、特に下記のような事項に留意してその役割と責務を果たすように努めます。
- ① 経営の方針や経営改善について、自らの知見に基づき、会社の持続的な成長を促し、中長期的な企業価値の向上を図ることが出来るように助言を行います。
 - ② 経営陣幹部の選解任その他の取締役会の重要な意思決定を通じて経営の監督を行います。
 - ③ 利益相反に関する取引等が発生しないよう監督を行います。
 - ④ 独立社外取締役としての立場から、少数株主を初めとするステークホルダーの意見を取締役に反映します。
3. 独立社外取締役は、取締役会における議論に積極的に貢献するとの観点から、独立社外取締役相互の情報の共有化を図ります。

4. 独立社外取締役が取締役及び執行役員と情報交換を行う体制、又、監査役または監査役会との連携を行う体制の整備に努めます。

第 17 条 監査役及び監査役会の役割・責務

監査役及び監査役会は、取締役の職務の執行の監査、会計監査人の選解任や監査報酬に係わる権限の行使などを行います。株主に対する受託者責任を認識し、独立した客観的な立場で適切な判断を行い、その役割・責務を果たします。

2. 監査役は、取締役会等において、能動的・積極的に権限を行使し、取締役等に対して適切に意見を述べます。
3. 監査役は、監査を実施するに当たり監査部及び会計監査人との連携を確保すると共に、社外取締役との連携を図り情報の共有化等を行います。

第 18 条 監査役の選解任

当社グループは、監査役候補者の選任の基準を下記の通りとしています。

- ① 監査役として法的要件を備えること
- ② 誠実な人格、常に公正不偏の態度を保持し、自らの信念に基づき行動できること
- ③ 優れた人格、高い見識、倫理観を有していること
- ④ 中立・客観的に分析・判断する能力に優れていること
- ⑤ 全社的な見地で積極的に自らの意見を申し述べ、経営の健全性確保に貢献できること

2. 監査役の解任については、法令、定款等に違反し、または当社の企業価値を著しく毀損したと認められるなど、客観的に解任が相当と判断される場合に、取締役会において十分な審議を尽くした上で決議することとしています。

第 19 条 社外役員（取締役・監査役）の独立性判断基準

当社グループは、社外役員の独立性判断基準について、会社法及び東京証券取引所の定める基準に加え、当社グループ独自の判断基準を定めています。

注： 当社の判断基準は別紙の通りです。

第 20 条 取締役・監査役の報酬の決定方針

取締役の報酬については、株主総会で決議された額の範囲内で取締役会で決定し、又、監査役の報酬については、株主総会で決議された額の範囲内で監査役会で決定する旨を、当社グループ規程において定めています。

2. 取締役の報酬については、会社業績に連動した報酬体系を導入し、株主からの付託に応えられるようにします。

第 21 条 取締役・監査役のトレーニング方針

当社グループは社外役員を含む取締役及び監査役が当社グループの重要な統治機関の一翼を担う者として期待される役割・責務を果たすため、取締役及び監査役の個々の役割に応じた

トレーニングの機会を提供し、それに必要な費用を負担します。

2. 当社グループは、就任時には、経営を監督する上で必要な会社の業務・財務・組織等に関する知識を習得する機会を提供するとともに、取締役・監査役に求められる役割と責務について十分に説明し、就任後も継続的に更新する機会を提供します。

第 22 条 取締役会の分析・評価

取締役会は、前年度の実効性について、取締役の自己レビューを基に、取締役会の有効性等の分析・評価を行うとともに、その結果について開示をするように努めます。

第 23 条 外部専門家の活用

取締役及び監査役は、役割や責務を遂行するに当たり、必要な場合は、会社の費用でその分野の専門家の助言を受けることができます。

第 4 章 適切な情報開示と透明性の確保

第 24 条 情報開示

当社グループは、財務情報や非財務情報について、法令に基づく開示を適切に行うと共に、法令に基づく開示以外の情報開示にも前向きに取り組みます。

2. 前項の情報の開示に当たっては、株主をはじめとする投資家がわかりやすく、具体的な表現で記載するよう努めます。
3. 外国人投資家等の比率を検討しながら、英語等での情報開示・提供について慎重に対応します。

第 25 条 会計監査人

当社グループは、会計監査人が株主・投資家に対して責務を負っていることを認識し、監査に必要な十分な時間の確保及び適切な会社情報の提供等により、信頼ある監査の確保に向けて適切に対応します。

2. 取締役会は、会計監査人との連携を定期的に行うと共に、会計監査人からの内部統制等の不備・課題の情報については、対応部署を明確にし改善に努めます。
3. 監査役会は、会計監査人について、選定基準及び評価基準の策定並びに独立性及び専門性の有無の確認を行います。

第 5 章 ステークホルダーとの協働

第 26 条 行動準則

当社グループは、「企業倫理」及び「企業行動規範」を制定し、当社ホームページに開示しています。

掲載 URL : <http://www.k-lease.co.jp/company.php>

2. 取締役及び監査役は、株主に対する受託者責任を十分に認識し、常にステークホルダーとの

適切な協働を確保すると共に、会社及び株主の共同の利益確保に向け行動することに努めます。

第 27 条 社会・環境問題等への対応

当社グループは、『企業行動規範』に掲げる「地域社会に対する行動規範」に基づき、社会・環境問題等の持続可能性を巡る課題について、適切な対応をします。

第 28 条 ダイバーシティの確保

当社グループは、採用、研修、人事異動等を通して、女性や外国人などの活躍促進を含めた多様性をもった人材の開発に努め、当社の持続的成長を確保します。

第 29 条 内部通報

当社グループは法令違反等を早期に発見し是正することを目的に、「内部通報規程」、「公益通報者保護規程」及び「コンプライアンスマニュアル」を設けています。通報者の保護はもとより、通報先については、社内に加えて社外にも定めており、適切な体制整備を整えています。

2. 通報の内容に応じて、経営管理部、監査部、監査役及び顧問弁護士等による調査委員会を設置し、対応策を実施します。

付則 本ガイドラインの改廃については、総合企画部長が提案し、取締役会において決定する。

(別 紙)

社外役員の社外基準及び独立性判断基準等について

1. 社外取締役及び社外監査役の社外基準（会社法 2015 年 6 月改定）

以下の全ての要件を満たすことが基準となります。

- ① 当社又は当社子会社の業務執行取締役等でないこと ※1
(現在又は過去 10 年間に於いて)
- ② 当社の親会社等（自然人であるものに限る）又は当社の親会社等の取締役、執行役若しくは支配人、その他の使用人でないこと ※2
- ③ 当社の兄弟会社の業務執行取締役等でないこと ※3
- ④ 当社の取締役、執行役若しくは支配人その他の重要な使用人又は親会社等の配偶者又は 2 親等以内の親族でないこと ※4 ※5

2. 当社グループ社外役員の独立性判断基準

当社グループにおける社外取締役および社外監査役の独立役員としての独立性の判断基準は、『当社の一般株主と利益相反を生じるおそれがない社外役員』を独立役員判断のベースとします。

この事をベースに下記の各項目に該当することが基準となります。

- ① 当社を主要な取引先とする者又はその業務執行者でないこと
- ② 当社の主要な取引先又はその業務執行者でないこと ※6
- ③ 当社の主要な株主、株主が法人の場合はその業務執行取締役等でないこと ※7
- ④ 当社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家又は法律専門家でないこと ※8
- ⑤ 最近において下記(a)~(d)のいずれかに該当していないこと
 - (a) 最近において上記①~③に該当していること ※9
 - (b) 当社の親会社の業務執行者又は業務執行者でない取締役 ※10
 - (c) 上場会社の親会社の監査役（社外監査役を独立役員に指定する場合に限る）
 - (d) 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- ⑥ 下記(a)~(h)にかかげる者でないこと（重要でない者は除く） ※11
 - (a) ①~④に掲げる者の近親者 ※12
 - (b) 当社の会計参与の近親者（法人の場合はその職務を行うべき社員を含む） ※13
(社外監査役を独立役員と指定する場合に限る)
 - (c) 当社の子会社の業務執行者の近親者
 - (d) 当社の子会社の業務執行者でない取締役又は会計参与の近親者
(社外監査役を独立役員と指定する場合に限る)
 - (e) 当社の親会社の業務執行者又は業務執行者でない取締役の近親者

(f) 当社の親会社の監査役（社外監査役を独立役員と指定する場合に限る）

(g) 当社の兄弟会社の業務執行者の近親者

(h) 最近において、(b)～(d)又は上場会社の業務執行者に該当していた者の近親者

（社外監査役を独立役員として指定する場合にあっては、業務執行者でない取締役を含む）

3. 独立役員の通算在任期間は、取締役及び監査役ともに、当初の就任から通算して最長 8 年間とします。

4. 独立役員は、当社の取締役会における役割を十分に果たすために、当社の他に他の上場会社の役員の兼務は 4 社までとします。

4 社を超える役員の要請があった場合は、事前に当社取締役会議長に相談を行い、可能な限り回避する方向での検討を依頼し、やむを得ず回避することが出来ず 4 社を超える場合は、次年度の取締役等の候補者とし兼ねない事を含め協議を行い、適正に対処することとします。

※1 「業務執行取締役等」とは、業務執行取締役、執行役員又は使用人を言います。

※2 業務執行の有無は問わないため、親会社の社外取締役も要件を満たしません。

※3 兄弟会社の場合は、業務執行に携わらない限り社外取締役の兼任は可能です。

※4 親会社や子会社の取締役の近親者は含みません。又、重要な使用人とは、部長クラス以上とするのが一般的です。

※5 親会社等とは、親会社又は株式会社の経営を支配している者を併せて言い、法人は除きます。

※6 主要な取引とは下記のとおりとします（直前期末の連結決算書で算定）

■ 販売先については、その取引額の年間合計が、当社連結売上高の 2% 超の取引先

■ 仕入先については、その仕入額の年間合計が、当社連結売上原価の 2% 超の取引先
又は当社の事業に欠くことが出来ない重要な商品、役務の提供を行っている取引先

■ 金融機関については、事業年度末の借入金総額が、当社連結総資産の 2% 超の金融機関

※7 主要な株主とは、その所有比率が直接及び間接併せて 10% 超保有する株主をいいます

※8 多額の金銭その他の財産とは、年間総額 20 百万円超とします

※9 最近とは、1 年以上前は最近に該当しないこととされています

※10 業務執行者とは、会社法によるもので、業務執行取締役、使用人を言います

※11 「重要」とは、部長クラスまでとし、監査法人においては公認会計士、弁護士法人においてはアソシエイトとします

※12 近親者とは二親等以内の親族をいいます

※13 会計参与とは、公認会計士又は税理士の資格を持つ会計人が企業の取締役や執行役などと共同で自社の計算書類を作成する社外取締役のような存在です。中小企業の計算書類の適正性を確保する目的から制度化されました。